

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天栄村は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

福島県天栄村長

公表日

令和5年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>天栄村は、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、天栄村は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込/滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税基本台帳ファイル (2)住民税収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第9号 2. 行政手つきにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	天栄村役場 総務課 郵便番号962-0592 住所: 福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78番地 電話: 0248-82-2111 ファクス: 0248-82-2718 E-mail: soumuka@vill.tenei.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	天栄村役場 税務課 郵便番号962-0592 住所: 福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78番地 電話: 0248-82-2116 ファクス: 0248-81-1008 E-mail: zeimuka@vill.tenei.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月19日	I-5 ②所属長	森 廣志	内山 晴路	事後	
平成28年7月19日	II-1 いつ時点の計点か	平成27年 1月 1日	平成28年 4月 1日	事後	
平成28年7月19日	II-2 いつ時点の計点か	平成27年 1月 1日	平成28年 4月 1日	事後	
平成29年5月23日	I-5 ②所属長	内山 晴路	黒澤 伸一	事後	
平成29年5月23日	II-1 いつ時点の計点か	平成28年 4月 1日	平成29年 4月 1日	事後	
平成29年5月23日	II-2 いつ時点の計点か	平成28年 4月 1日	平成29年 4月 1日	事後	
平成30年7月31日	II-1 いつ時点の計点か	平成29年 4月 1日	平成30年 4月 1日	事後	
平成30年7月31日	II-2 いつ時点の計点か	平成29年 4月 1日	平成30年 4月 1日	事後	
令和1年6月28日	I-5 ②所属長	黒澤 伸一	塚目 弘昭	事後	
令和1年6月28日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	E-mail:soumuka@vill.tenei.fukushima.jp	E-mail:soumuka@vill.tenei.lg.jp	事後	
令和1年6月28日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	E-mail:zeimuka@vill.tenei.fukushima.jp	E-mail:zeimuka@vill.tenei.lg.jp	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計点か	平成30年 4月 1日	平成31年 4月 1日	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計点か	平成30年 4月 1日	平成31年 4月 1日	事後	
令和2年6月29日	I-5 ②所属長	税務課長 塚目 弘昭	税務課長	事後	
令和2年6月29日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年 4月 1日	令和 2年 4月 1日	事後	
令和2年6月29日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年 4月 1日	令和 2年 4月 1日	事後	
令和2年6月29日	I-② 事務の概要	地方泳法	地方税法	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法律改正に伴う修正
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法律改正に伴う修正
令和4年3月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年3月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和5年2月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年2月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	